

板橋区国民健康保険出産育児一時金受取代理制度実施要綱

(平成23年3月17日 区長決定)

(令和6年12月2日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年東京都板橋区条例第22号。以下「条例」という。）第10条に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）に係る受取代理の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において受取代理とは、板橋区国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の属する世帯の世帯主が、病院、診療所及び助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金を事前に保険者である板橋区に申請することにより、当該医療機関等が当該世帯主に代わって出産育児一時金を受取することをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、原則として出産予定日まで2か月以内である被保険者が属し、かつ、当該被保険者に係る出産育児一時金の支給を受ける見込みのある世帯主とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産を受ける者についてはこの限りでない。

(対象医療機関等)

第4条 受取代理制度を導入する医療機関等は、年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所並びに助産所又は収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所並びに助産所とし、厚生労働省に対して届出をし、当該医療機関等の名称及び所在地について、厚生労働省から保険者に対して情報提供がなされたものとする。

(申請)

第5条 出産育児一時金の受取代理の申請をしようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、板橋区国民健康保険出産育児一時金支給申請書（受取代理用）（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、区長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出する場合には、次の各号に定める証書類を提示しなければならない。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第3項に規定する電子資格確認を受けた場合に限る。）、国民健康保険法第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）に規定する書面その他の申請者及び出産予定者の国民健康保険に係る資格情報が確認できるもの

(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により交付された

母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

(通知)

第 6 条 区長は、前条の申請書を受理した場合は、その旨を受取代理人である医療機関等へ受取代理申請書受付通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(受取代理申請の取りやめ)

第 7 条 第 5 条の申請をした者に係る被保険者が、出産を予定していた医療機関等以外で出産すること等の事情が生じた場合は、申請者は、速やかに受取代理申請取下書（様式第 3 号）により、区長に届け出なければならない。

2 前項の事情が生じた場合又は受取代理申請後に被保険者が資格喪失等により出産育児一時金の支給対象者でなくなった場合は、区長は、申請書の備考欄に当該事由を追記し、記名、押印の上、速やかに申請書を被保険者に返戻する。

3 前項の規定により、申請書を返戻する場合において、区長は、当該申請書の写しを保管し、及び受取代理人である医療機関等に対して送付することとする。

(請求)

第 8 条 被保険者が出産後、医療機関等が出産育児一時金の代理受領をしようとする場合は、医療機関等は受取代理申請に係る出産費用請求書の写し及び出生証明書等の写しを出産費用請求報告書（様式第 4 号）に添付して、区長に提出しなければならない。

(審査及び支払)

第 9 条 区長は、前条の規定により出産費用請求報告書等が提出された場合は、出産育児一時金の支給要件を審査し、その結果、出産育児一時金の支給を決定したときは、次の各号に掲げる医療機関等からの請求の額（以下「請求額」という。）に応じて、次の各号に定めるところにより支払うものとする。

(1) 請求額が出産育児一時金の額以上である場合 出産育児一時金の全額を受取代理人である医療機関等に支払う。

(2) 請求額が出産育児一時金の額に満たない場合 請求額を受取代理人である医療機関等に支払い、出産育児一時金の額と請求額との差額については申請者に支払う。

2 区長は、出産費用請求報告書等の受付後に被保険者の資格喪失等が判明した場合には、速やかに出産費用請求報告書等を世帯主に返戻する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(宛先) 板橋区長

出産育児一時金支給申請書(受取代理用)

申請者(世帯主)が記入するところ	保険等	記号		番号		
	申請者(世帯主)	氏名	(フリガナ) 印			
		住所	〒 (フリガナ) 電話 ()			
		生年月日	年	月	日	
	出産予定日・数	年 月 日 単・多 (胎)				
	出産予定者 <small>※申請者と同一の場合は不要です</small>	氏名				
		生年月日	年	月	日	
	出産予定医療機関等	名称				
所在地						
申請者に対する 支払金融機関	銀行 金庫 信組 店・本店 支店・出張所					
	預金種別	1:普通 2:当座 3:	口座番号		口座名義 (フリガナ)	

受取代理人の欄	<p>申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人として定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度は利用しません。</p> <p>甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。</p> <p>※出産育児一時金の支給額を上限とする。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲の住所 氏名 印</p> <p>乙の所在地 名称 印 電話 ()</p>					
	受取代理人に対する 支払金融機関	銀行 金融 信組 店・本店 支店・出張所				
		預金種別		口座番号		口座名義 (フリガナ)

(備考欄)

(備考欄)

(宛先) _____

受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の申請者（世帯主）から貴院を受取代理人とする出産育児一時金の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日	年 月 日		
申請者(世帯主)	氏名	(フリガナ)	
	住所	〒 (フリガナ)	
	生年月日	年 月 日	
出産予定日・数	年 月 日 単・多 (胎)		
出産予定者 ※被保険者等と同一の場合は省略	氏名	(フリガナ)	
	生年月日	年 月 日	
貴院が代理受領することができる 額の上限(①と②の合計額)	円		
	※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。		
	出産育児一時金	万円	

なお、出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等の出産後、貴院から

- ・ 出産費用の請求書の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。

(保険者名) _____

(所在地) _____

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(申請者※) 住所

氏名

印

出産育児一時金受取代理申請取下書

年 月 日に申請しました出産育児一時金の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

保険等	記号	番号
出産予定者	氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
出産予定日	年 月 日	
取下げの理由		
備考		

※「申請者」は世帯主となります。

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

(医療機関等) 所在地

名称

印

出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

保険等	記 号	番 号
世 帯 主	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒 (フリガナ)
請求金額		
出産費用請求書(写)	別添のとおり	
出産の事実を証明する書類(写)	別添のとおり	